

D X新規事業開発支援事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、D X新規事業開発支援事業業務の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務の名称

D X新規事業開発支援事業業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務の背景・目的

コロナ禍を契機に社会のデジタル化とグローバル化が急速に進み、地域の企業をとりまくビジネス環境は大きく変化してきている。企業は、これからの持続的な経営のため、これまでの産業構造への依存から脱却し、新たな業態に挑戦していく必要があるものの、人手不足や既存事業の維持、世代交代などの課題に直面し、多くの企業において危機感はあるものの新規事業開発に踏み出せない状況となっている。経済産業省が発行している「D Xレポート 2.2」では、D Xに取り組む企業は増えてきている一方で、「サービスの創造・革新の必要性は理解しているものの、目指す姿やアクションを具体化できていないため、成果に至らず、バリューアップへの投資が増えていかないのではないか」と指摘されている。

本市では、こうしたことを背景に、異分野・異業種間の企業や人、技術やデータなどをつなぎ共創によってD Xを実現し、新たな事業の創出による市内企業の付加価値や事業効率の向上を図ることを目的に「D Xプラットフォーム（※1）」を構築し、そこから創出された様々なプロジェクトや各種実証事業等を支援してきた。

しかし、市内企業の共創による新規事業の取り組みが創出されてきてはいるものの、多くの企業が新規事業開発に未着手の状況にある。その要因として、目指す姿やアクションを具体化できていない他、新規事業開発に取り組む社内の体制や企業文化の問題、情報やノウハウ、人材の不足が挙げられている。

これに対して、D Xを推進し、新規事業開発やイノベーションを実現するために必要な情報やノウハウを啓発し、特に人材が限られている企業においては、新しい事業の立ち上げから結果につなげるための専門的知識やアイデア、推進力、意欲を持つ外部人材（※2）を活用し、新規事業開発に取り組むことができる環境を創出していく必要がある。

本事業では、地域経済の長期的な競争力向上のため、市内企業の従来型ビジネスモデルからの脱却やデジタル社会における新規事業開発を後押しするため、D Xの視点の他、効果的な考え方や手法、トレンドを取り入れ、さらに外部人材を活用しながら、持続可能な新しい

価値や新規事業を生み出すプログラムを実施することで、地域におけるロールモデルを輩出し、新しいビジネスが次々と生まれる環境を作り、企業の自主的な取り組みへの転換を図ることを目的とする。

- ※1 本市と公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「IPC財団」という。）が運営する、DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む共創コミュニティ
（参考URL：<https://www.niigata-dxplatform.jp>）
- ※2 主に他社やフリーランス、副業として働く、エンジニア、クリエイター、コンサルタント、マーケターなどの企業外の主体

5 業務の内容

上記目的を達成するため、下表の段階に沿って、以下のとおり（１）から（３）の内容を実施するとともに、付随する（４）、（５）及び（６）についての業務を委託する。

なお、本事業はDXプラットフォームの取り組みの一環として実施するものであることから、DXプラットフォームの会員企業の巻き込みを図るとともに、本事業に参加する企業等に対してDXプラットフォームへの入会を促すなど、DXプラットフォームの活動に資するものとなるよう努めること。

第１段階	（１）啓発及び（２）に繋がる基礎的学習を目的としたセミナーの開催
第２段階	（２）企業と外部人材の共創による新規事業開発実践型プログラムの実施
第３段階	（３）専門家による事業化に向けた伴走型支援
付随業務	（４）事業成果の発表・情報発信 （５）本事業に関する広報・募集活動 （６）その他

※本仕様上の以下に記載する、回数、人数については、その下限の程度を示すものであり、これを超えての実施を妨げるものではない。

（１）啓発及び（２）に繋がる基礎的学習を目的としたセミナーの開催

原則として、市内に本社・主たる事業所を有する企業またはDXプラットフォーム会員企業を対象とし、DX推進のための自社の目指す姿やアクションの具体化と新規事業開発を後押しするために効果的な考え方や手法、トレンド等について、事例を交えながら啓発を目的としたセミナーを開催する。セミナーの実施にあたっては個別のテーマを設定した上で実施すること。

セミナーの開催にあたっては、本事業の全体の趣旨、活動内容の紹介等の説明を実施し、（２）に参加する企業及び外部人材の募集に繋がるものとする。

- ① 対象者 原則として、市内に本社・主たる事業所を有する企業またはDXプラットフォーム会員企業の経営者層及び実務担当者、（２）の業務内容において参画を想定する外部人材を含む層

- ② 内 容 「4 業務の背景・目的」を踏まえた内容を提案すること。詳細については、契約後本市と協議するものとする。
- ③ 手 法 テーマや内容に応じて、より高い学習効果が得られるよう講演やワークショップなど適切な手法により実施すること。
- ④ 形 式 集合形式及びオンライン形式など適切な形式により実施すること。
- ⑤ 会 場 市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、本市が所管・運営する施設など可能な範囲において、本市は協力するものとする。
- ⑥ 回 数 1 回以上
- ⑦ 人 数 参加者の目標数は累計 30 名以上とする。
- ⑧ 運 営 受託者において、セミナー実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、参加者の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、参加者への連絡相談等）を行うこと。

（2）企業と外部人材の共創による新規事業開発実践型プログラムの実施

市内に本社・主たる事業所を有する企業またはDXプラットフォーム会員企業に対し新規事業開発を推進するため、ワークショップ形式により外部人材と共創しながら実践的に学ぶプログラムを実施する。プログラムに参加する企業（以下「参加企業」という。）を募集し、プログラムを通して自社の目指す姿やアクションを具体化しながら新規事業案の作成に取り組むものとする。

外部人材との共創については、地域の実情や参加企業、事業内容に合わせて適切な外部人材を設定し、具体的な共創の手法を提案すること。

また、プログラムを通じて取り組む新規事業案の事業化の確度を高め、将来的に自走できるように参加企業の経営者層に対して説明またはレクチャーするよう努めること。

- ① 対象者 参加企業：原則として市内に本社・主たる事業所を有する企業または
DXプラットフォーム会員企業
外部人材：原則として市内に居住・通勤している個人
- ② 定 員 企 業：5 社以上
外部人材：5 名以上
- ③ 内 容 「4 業務の背景・目的」を踏まえた内容を提案すること。詳細については、契約後本市と協議するものとする。
- ④ 手 法 原則対面によるワークショップ形式を基本とし、内容に応じてオンライン形式と組み合わせるなど、より高い効果が得られるよう適切な形式により実施すること。
- ⑤ 会 場 市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、本市が所管・運営する施設など可能な範囲において、本市は協力するものとする。

- ⑥ 回数 4回以上
- ⑦ 運営 受託者において、プログラム実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、参加者の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、参加者への連絡相談等）を行うこと。

（３）専門家による事業化に向けた伴走型支援

（２）のプログラム実施後に、プログラムを通じて着手した自社の目指す姿やアクションのさらなる具体化と新規事業案のブラッシュアップのため、必要に応じた専門家によるサポートを実施する。

サポートについては、参加企業や外部人材に対するメンタリングをはじめ、企業における事業化のための取り組みが自走できるよう伴走支援を行うこと。

- ① 対象者 参加企業及び外部人材
- ② 手法 受託者において窓口を開設する。なお、必要に応じて、訪問指導等を行うものとする。集合・面談形式のほか、オンライン形式での実施も可とする。
- ③ 専門家 受託者において、あらかじめ専門家を提案のうえ、招聘すること。

（４）事業成果の発表・情報発信

（１）から（３）の実施内容が終了後に、本事業の実施報告及び参加企業の成果報告を目的とした報告会を開催する。なお、報告会は外部に公開するものとする。

- ① 参加者 参加企業及び外部人材
本事業実施にあたり関わった企業・団体等の関係者
これ以外の、市内企業の経営者層及び実務担当者
- ② 内容 本事業の紹介、参加企業の事例発表、参加企業及び外部人材によるセッションなど、上記の内容に沿って適切な内容を提案すること。詳細については、契約後本市と協議するものとする。
- ③ 形式 集合形式及びオンライン形式により実施すること。
※内容・状況等に応じて、本市と協議のうえ、いずれか一方の形式による開催も可とする。
- ④ 会場 市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、本市が所管・運営する施設など可能な範囲において、本市は協力するものとする。
- ⑤ 回数 1回以上
- ⑥ 運営 受託者において、報告会実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、参加者の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、参加者への連絡相談等）を行うこと。
- ⑦ 報告資料 記載内容の詳細及び仕様については、本市と協議の上決定する。

(5) 本事業に関する広報・募集活動

本事業が対象とする地域の企業の参加を促すため、本事業を周知するウェブサイト
を構築するとともに、SNS等も活用し、セミナー内容や事例等の情報発信を行うこと
で、本事業の趣旨・目的に関心のある企業や対象者に効果的なリーチを図る。

また、本事業の実施及び周知を行うにあたり、本事業のコンセプトのデザイン（事業
名、キャッチコピー等）及びロゴマークを作成し、それを媒体に用いて発信するものと
する。ただし、令和6年度に実施した本事業のコンセプトのデザイン（事業名、キャッ
チコピー等）及びロゴマークを引き続き使用することも可とする。

（令和6年度の内容については、「<https://www.city.niigata.lg.jp/business/growing/digitaltransformatio/wave2.html>」を参照）

① 内 容

受託者の提案内容を基本としつつ、詳細については契約後、本市と協議のうえ、決
定するものとする。

② 著作物に関する権利

本事業に関し生じた著作物の権利は本市に帰すものとする。

③ ウェブサイト等の公開期間

事業実施期間に同じ。ただし受託者において、この期間以降も継続して公開するこ
とは妨げない。

④ 参加者の募集

本業務における詳細の内容について、契約後速やかに本市と協議のうえ決定し、広
報を開始できるようにする。

また、本市と協議のうえで、積極的に受託者独自の広報ツール等を活用するなど、
成果創出の可能性が高く本事業の趣旨に沿った参加者が集まるよう意識すること。

⑤ 参加者の選考

事業効果を向上させるため、参加を希望する企業・個人のうち、意欲や企業におけ
る実施体制等の状況について、アンケート等を通じて、受託者が分析を行い、選考を
実施するものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。

⑥ 本市負担による広報

本市において、本市関係団体等への案内、本市公式ウェブサイトへの掲載、本市市
政記者クラブへの資料提供、市報にいがたへの掲載、市公式LINEアカウントでの配信
など、本市が保有する広報媒体及び手法での広報をするものとする。

(6) その他

① I P C財団が主催するセミナー及び支援等の活用

本事業と同様に、新規事業開発の支援を目的とした取り組みを行っているI P C
財団が主催するセミナー及び支援など、本事業以外の取り組みも活用することも可
とし、より効果的な実施が図られるよう努めること。なお、I P C財団との連携に関

しては、本市が調整に協力するものとする。

6 成果指標

本事業が求める成果指標は以下のとおり。受託者においては、以下成果指標の達成を目標に、特段に留意して取り組むこと。

成果指標	目標数値
本事業により新規事業開発における自社の目指す姿やアクションの具体化ができた企業の数	5 社以上
本事業により新規事業開発に取り組むことができる組織の構築及び人材の育成ができた企業の数	5 社以上
本事業により取り組んだ新規事業案を基に事業化または事業化に着手できた件数	3 件以上

7 事業実施体制

(1) 実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 言語

本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。

(4) 業務場所

本業務委託に係る打合せは、原則として本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

(5) 業務管理

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

8 成果物の納入等

受託者は、本業務完了後には、次のとおり 5 (4) ⑦に記載の報告資料及び事業報告書を

本市に提出すること。

- ① 報告期限 令和8年3月13日（金）
- ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定
- ③ 提出方法 本市と協議のうえ決定
- ④ 提出場所 新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

9 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(6) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。
- ・本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用している事業であるため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。